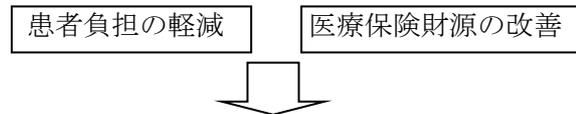


## 【後発医薬品安心使用促進事業について】

### 1 政府の目標



- 後発医薬品は、先発医薬品の特許終了後に、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品であり、後発医薬品の使用促進は、医療費の効率化を通じて限られた医療資源の有効活用を図り、国民医療を守ることに意義がある。
- そのため、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（(骨太の方針 2021)）において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、後発医薬品の数量シェアを、令和 5 年度末までに全ての都道府県で 80%以上とする」という目標が設定され、後発医薬品の使用促進を図ってきた。
- 令和 6 年度以降の目標として、第 4 期医療費適正化基本方針に基づき、後発医薬品の使用に係る数値目標については、令和 6 年 3 月 1 4 日開催の社会保障審議会（医療保険部会）において、新目標が決定された。これまでの目標の終期を令和 1 1 年度末に延長することに加え、令和 1 1 年度末までに、「バイオシミラーが 80%以上を占める成分数が全体の成分数の 60%以上」、「後発医薬品の金額シェアを 65%以上」とする副次目標についても 2 つ設定された。

### 2 厚生労働省の対策

平成 19 年に策定した「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」に基づいて、平成 24 年度までに後発医薬品の数量シェア 30%以上にすることを目標に普及を図ってきたが、平成 25 年 3 月末の数量シェアについて試算すると、低位推計で 24.8%、中位推計で 25.6%、高位推計でも 26.3%にとどまり、いずれも目標には到達しなかった。

そのため、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、現在の使用促進策に係る課題を明らかにするとともに、新たな目標を設定して国全体で取り組みを進めていくとされた。

令和 6 年度、厚生労働省は平成 25 年に策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を改訂し、「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」を策定した。

後発医薬品の使用促進に係る環境整備について、都道府県レベルで協議会を設置して使用促進・普及啓発を図るため、当該事業が都道府県に委託されてきた。

### 3 山梨県の対応（過去 6 年）

平成 20 年度に「山梨県後発医薬品安心使用促進協議会」を設置。これ以降、毎年度協議会を開催し、各種対策を検討し実施した。

- |          |   |
|----------|---|
| 平成 31 年度 | ・看護師を含めた医療従事者向け研修会の開催   |
| 令和 2 年度  | ・医師と薬剤師との意見交換会・研修会の開催<br>・受付カウンター用案内立て札の更新<br>・ポスターによる普及啓発<br>・事業の検証を行うための調査<br>・子供の保護者向けマンガ形式の小冊子の増刷 |
| 令和 3 年度  | ・テレビCM、ソーシャルメディアを活用した後発医薬品の普及啓発   |

- 令和4年度
  - ・新聞広告を活用した後発医薬品普及啓発
  - ・セレオビジョンを用いた後発医薬品テレビCMの放映
  - ・動画制作及びソーシャルメディアを活用した後発医薬品の普及啓発
- 令和5年度
  - ・新聞広告を活用した後発医薬品普及啓発
  - ・動画、ソーシャルメディアを活用した後発医薬品の普及啓発
  - ・新聞広告を活用した後発医薬品普及啓発
- 令和6年度
  - ・動画、ソーシャルメディアを活用した後発医薬品の普及啓発
  - ・新聞広告を活用した後発医薬品普及啓発